

厚生労働大臣が定める回数以上に訪問介護（生活援助中心）を位置付けた
居宅サービス計画の届出書

（宛先）吉岡町長

次の被保険者に対して、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行ったところ、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心）が必要であると判断し、居宅サービス計画を作成したので、届出します。

被保険者	氏名		被保険者番号										
	生年月日	年 月 日											
	住所												
	認定有効期間	年 月 日	～	年 月 日									

居宅介護支援事業所			
所在地			
計画作成担当者		電話番号	
利用開始年月日	年	月	日

作成区分	<input type="checkbox"/> 新規に作成した居宅サービス計画
	<input type="checkbox"/> 要介護更新認定後、作成した居宅サービス計画
	<input type="checkbox"/> 要介護度の変更に伴い、作成した居宅サービス計画
	<input type="checkbox"/> サービス内容の変更に伴い、作成した居宅サービス計画

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
（規定回数）	27回	34回	43回	38回	31回
計画上の回数					

訪問介護が規定回数以上となる理由	
------------------	--

訪問介護事業所の選定理由	
--------------	--

添付書類	<input type="checkbox"/> 居宅サービス計画（第1～7表）（写） ※ただし、第5表は生活援助の必要性が記載されている部分のみ
	<input type="checkbox"/> アセスメント表
	<input type="checkbox"/> 訪問介護計画書